

# 宇都宮市農業再生協議会からのお知らせ

**営農計画書の作付内容に変更がある場合は必ず再生協議会へ連絡をお願いします。**

- 営農計画書の提出時と実際の作付け内容が異なる場合は、交付金に影響を及ぼす可能性があるため、必ず連絡をお願いします。

宇都宮市農業再生協議会 行  
令和7年度 水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱について承諾します。  
※網線表示の水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田です。(4年連続不作付、畦畔・水利なしなど)

市町村名： 栃木県	農業者氏名	フリガナ	〒	住	所	TEL
地区ID名：	〒	市	区	町	丁目	番
集落ID名：	〒	市	区	町	丁目	番
農家番号：	〒	市	区	町	丁目	番
協議会名：	〒	市	区	町	丁目	番
世帯番号：	〒	市	区	町	丁目	番

【主食用水稲作付参考値】		申請年(国)	申請額(国)	作業委託	一歩作付面積
当科(A)	数量(kg)				
地域内調整(B)	面積(m <sup>2</sup> )				
確定(C1)×(A)×(B)					
基準単収	作付面積(D)				
索引面積					
(C1)×(D)					

耕地番号	分耕番号	土地の表示		水田実利用面積(m <sup>2</sup> )	主食用水稲作付面積				主食用水稲以外の作物作付面積			実際の販売者名		水稲作付最終年	畦畔・水利なし	備考	
		所在地区分	大字コード		品 種 名	面積(m <sup>2</sup> )	基 幹 作	二 毛 作	作物名	面積(m <sup>2</sup> )	作物名	面積(m <sup>2</sup> )	いづれかを○で囲む				世帯番号(作業受託者)

**該当箇所**  
※ 水稲・基幹作・二毛作の作付け内容に変更がある場合

**【例】**

基幹作に「二条大麦」を作付予定であったが、経営判断として、「主食用米」を作付した場合など

**注意事項**

- 主食用米を作付するほ場で交付対象作物を作付する場合は「二毛作」の取り扱いとなります。
- 「麦」収穫後に「主食用米」を作付する場合は、「麦」は二毛作の取り扱いとなりますのでご注意ください。

# 水田活用の直接支払交付金等の交付要件について（再周知） R6. 4. 1 から摘用

## 改正内容

### (1) 交付対象外水田の規定追加

※撤去困難園芸施設（鉄骨ハウス等）が設置されている農地は、交付対象水田に該当しないものとする。

### (2) 助成金（戦略作物助成）に係る要件の追加

#### ア 基準単収の設定

戦略作物助成のうち、麦・大豆において、収量が基準単収の2分の1未満の場合は、理由書の提出が必要となる。

#### イ 2年連続して理由書が提出された場合（自然災害等を除く）

原則、改善指導の対象とするとともに、指導内容が実行されなかった場合は、交付対象外とすることとされ、栽培を適正に管理する規定が盛り込まれた。

### (3) 飼料用作物、WCS等の基準単収・平均単収の設定

#### ア 自家利用以外

今後、栃木県農業再生協議会が設定する基準単収や平均単収と比べ収量が明らかに低い場合、交付対象外とすることとされ、栽培を適正に管理する規定が盛り込まれた。

#### イ 自家用利用の場合

- ・ 生産数量等を参考様式に記録のうえ保管、必要に応じ協議会へ提出することとされた。（令和5年度から実施済）
- ・ 収量、給餌記録、放牧の記録等の保管、必要に応じ協議会へ提出することとされた。（令和6年から実施）

※ 詳細な運用については、国や県より情報提供があり次第、情報提供いたします。

※ 撤去困難な施設：国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置された建物または構築物で、処分制限期間内にあるもの

# 宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

《ホームページをご確認ください》

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



早速、確認してみてくださいね♪